

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和4年1月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20220107	有限会社渡部運輸 (法人番号 3400002008584) 代表者渡部明	岩手県花巻市下根子431番地5	本社営業所	岩手県花巻市下根子431番地5	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「事業法」)第17条第4項	令和3年12月21日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第10条第1項)	0	0
20220120	有限会社石黒運輸 (法人番号 7380002019416) 代表者石黒勝美	福島県東白川郡塙町大字伊香字松原160番地20	本社営業所	福島県東白川郡塙町大字伊香字松原160番地20	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	事業法第17条第3項、事業法第17条第4項	令和3年3月17日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)過積載運送【過積載の程度が5割以上10割未満】(貨物自動車運送事業法(以下「事業法」)第17条第3項)、(2)過積載運送【過積載の程度が10割以上】(事業法第17条第3項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	5	5
20220125	株式会社北都高速運輸倉庫東北 (法人番号 7400502001630) 代表者小野寺勝彦	岩手県西磐井郡平泉町平泉字坂下107番地1	本社営業所	岩手県西磐井郡平泉町平泉字坂下107番地1	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	事業法第17条第1項第1号、事業法第17条第4項	令和3年2月8日及び3月8日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	3	3
20220125	宮石運輸株式会社 (法人番号 4370401000582) 代表者小野寺賢二	宮城県登米市中田町上沼字新内ノ目213番地の1	岩手営業所	岩手県一関市東山町田河津字横沢263-12	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	事業法第17条第4項	令和3年6月3日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	2	2
20220125	宮城エキスプレス株式会社 (法人番号 2370301001261) 代表者宇都宮博行	宮城県石巻市魚町2丁目1番2号	本社営業所	宮城県石巻市魚町2丁目1番2号	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	事業法第17条第1項第1号、事業法第17条第4項	令和3年2月8日、死亡事故を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2
20220125	有限会社橋浦運送 (法人番号 6370302001901) 代表者武田敏雄	宮城県石巻市北上町橋浦字上大須126番地	本社営業所	宮城県石巻市北上町橋浦字上大須126番地	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	事業法第17条第1項第1号、事業法第17条第4項	令和3年2月9日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第3項)、(3)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(5)運転者に対する指導監督の記録違反(安全規則第10条第1項)	1	1

20220125	中野運送有限会社 (法人番号 4380002030276) 代表者中野量	福島県双葉郡大熊 町大字熊川字古館 167番地の2	二本松営業 所	福島県二本松市郡山台 133-1	輸送施設の使用停 止(50日車)及び文 書警告	事業法第8条第1 項、事業法第17条 第1項第1号、事業 法第17条第4項	令和3年5月11日及び27日、監査方針を端緒として 監査を実施した結果、4件の違反が認められた。 (1)自動車車庫の位置及び収容能力違反(貨物自 動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2) 乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第 4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第 1項、第2項)、(4)運転者に対する指導監督義務違 反(安全規則第10条第1項)	5	5
----------	---	---------------------------------	------------	---------------------	-------------------------------	--	---	---	---

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。